

平成 1 7 年度事業報告

(事業報告書・収支決算書)

自 平成 1 7 年 4 月 1 日

至 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

平成 1 8 年 5 月 2 9 日

社団法人大日本水産会

第 I . 組織運営状況

1. 主要庶務事項

年 月 日	事 項	開 催 場 所
平成17年 5月17日(火)	会計監査	大日本水産会 会議室
平成17年 5月24日(火)	第109回通常総会	東京都虎ノ門パストラル
平成17年 5月24日(火)	第131回理事会	同 上
平成17年 6月29日(水)	第132回理事会	書面議決
平成17年11月 9日(水)	第133回理事会	大日本水産会 会議室
平成18年 3月24日(金)	第134回理事会	同 上

2. 総会

第109回通常総会を平成17年5月24日(火)に虎ノ門パストラル新館「ペーシュ」において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成16年度事業報告並びに収支決算について

第2号議案 平成17年度事業計画並びに収支予算について

第3号議案 役員を選任について

3. 理事会

第131回理事会を通常総会当日会場において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 役員を選任について

第2号議案 評議員、相談役の委嘱について

第132回理事会を平成17年6月29日(水)付書面にて開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 役員退職金規程の一部改正について

第133回理事会を平成17年11月9日(水)大日本水産会会議室において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成17年度上半期事業報告書並びに収支現況報告について

第2号議案 特別会計の設定について

第3号議案 役員の一部変更について

第4号議案 本会職員給与規則の一部改正について

第5号議案 その他

第134回理事会を平成18年3月24日(金)大日本水産会会議室において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成17年度事業報告書のとりまとめについて

第2号議案 平成18年度事業計画書のとりまとめについて

第3号議案 役員の一部変更について

第4号議案 継続雇用制度の導入並びに職員給与規則の一部改定について

第5号議案 その他

4. 会員

関連分野の団体・企業へ積極的に働きかけ、会員の確保に努めた。

平成17年度を通じた会員の異動は次のとおりとなった。

種 別	平成16年度末	増	減	平成17年度末	
普通会員	団体	134		5	129
	会社	123	4	9	118
	個人	1			1
	小計	258	4	14	248
賛助会員	団体	31	1		32
	会社	120	9	9	120
	個人	7			7
	小計	158	10	9	159
合計	416	14	23	407	

5. 役員等の構成

役 職	員 数	役 職	員 数	役 職	員 数
会 長	1	常務理事	2	監 事	6
副 会 長	6	常任理事	16	相 談 役	10
専務理事	1	理 事	53	評 議 員	26

6. 機構及び職員数

部 室	部長	次長	課長	職員	嘱託	計
漁 政 部	1	1	2	7	0	11
事 業 部	1	0	2	3	3	9
品質管理部	1	0	1	2	2	6
計	3	1	5	12	5	26

第Ⅱ．業務の実施状況

1．一般会務、政策推進活動及び魚食普及等

「平成17年度水産功績者表彰」は、水産中央団体より、水産功績者候補45名の推薦を受け、銓衡の上、平成17年11月25日三会堂ビル石垣記念ホールにおいて表彰式典を挙行了。同時に、おさかな普及の功績者に対しても感謝状を贈呈した。また、「新年賀詞交歓会」を平成18年1月6日赤坂プリンスホテルにおいて開催し、多数の出席を得た。

平成17年7月13日～15日に「第7回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」を東京ビッグサイトで開催、「第3回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー大阪」を平成18年2月16日～17日に大阪市のインテックス大阪にて開催し、内外の水産業界より多くの出展を仰ぎ成功裡に終了した。

平成17年7月23日～24日には、全国水産高等学校長協会が主催する「全国水産・海洋高校カッターレース全国大会」が島根県浜田市で開催され、他の協力団体等と共に、これに協賛した。

水産政策拡充対策の促進については、「平成18年度水産関係税制改正」に関し、業界意見を税務委員会で集約し水産庁、自由民主党に要請した。「平成18年度水産予算対策」では、関係団体とともに自由民主党の水産政策推進議員協議会などの場で、水産庁、衆参関係議員に対し要望し、また政府予算案編成日程に合わせ、関係団体と連携して鋭意要請活動を行った。この結果、平成18年度の水産予算案2,635億2,400万円が確保された。

また、燃油価格の高騰・大型クラゲ被害に対応した緊急対策として、平成17年度補正予算等の措置がとられた。なお、平成18年度水産予算案及び税制改

正予定事項については予算対策協議会と税務委員会の合同会議を開催し水産庁担当官より説明を受け、関係者への周知に努めた。

漁業経営安定対策関連事業の推進については、「漁協経営基盤強化推進基金造成事業」を予定通り実施し、「漁獲可能量の適切な管理事業」をTAC対象魚種関係団体（全国まき網漁業協会、全国底曳網漁業連合会、全国沖合いかつり漁業協会、全国さんま漁業協会）と連携・協力し、計画通り実施した。

新事業の「担い手代船取得支援リース事業」については、15隻に対し助成を行った。

漁業労働対策事業等の推進については、「全国漁業就業者確保育成センター事業」を実施し、求職者に対する情報提供に努めると共に、求人情報の掘り起こしのため傘下団体以外も含めて1,600件を超える船主へのダイレクトメールによる求人情報収集を実施する等、求人・求職両サイドのマッチングを図るべく鋭意取り組んだ。加えて、漁業就労希望者を募集する漁業就業支援フェアを平成17年7月23日に大阪市で、7月30日は東京都で実施し、合計340名を超える漁業就労希望者が参加した。昨年度より、フェア参加者が就業を希望する現地の環境に早期に順応するとともに、漁業に関する知識の習得や実際の操業を体験することを目的とするオリエンテーション事業が実施可能となったことにより、本年度は13の受け入れ機関で38名にオリエンテーションを実施し、内14名が漁業に就労した。また、船主の求人意欲向上にむけたFAXニュースやポスターの作成に取り組むとともに、求人雑誌に広告を掲載し、東京でのUIターンフェアに参加した。昨今の景気回復、雇用情勢の好転を受けて、就業希望者の数も徐々に減少の傾向が見受けられるので、今後は優秀な人材の掘り起こしを幅広く行う事が必要となりつつある。

有資格船舶職員の高齢化にともなう船舶職員不足対策として、資格取得のための講習会を、関係団体の協力を得て引続き実施した。

外国人の「漁業研修・技能実習制度」については、漁船漁業技能評価試験を公正に実施し、漁船漁業技能評価委員会等を数次にわたり開催した。さらに本制度の拡充に向け技能評価試験の内容の充実と共に、初級のみならず中級の試験についても実施した。「漁船混乗制度の改善と漁船マルシップ対策」については、関係漁業団体とともに海外漁業船員労使協議会内の運営委員会及びマルシップ管理委員会に参加し適正な運営に努めた。一方、外国人乗組員に対する関係業界の要望を踏まえ、外国人乗組員・研修実習生の受入条件の緩和についても、業界の意向を受けて、当局に対し所要の陳情活動等を行った。また、国際的な漁業労働関係機関であるILO（国際労働機関）の第93回総会（平成17年5月31日～6月16日、スイス・ジュネーブ）に本会会員を派遣し、後半には本会役員も会議に出席して、動向のモニターと業界意向の反映に努めた。「船員保険等福祉制度」への対応については、社会保険庁の船員保険制度勉強会、検討会及び船員保険施設問題懇談会に参画、「漁業労働関係法令の整備対策」では、船員中央労働委員会の審議に加わり、それぞれの場において業界の意見の反映に努めた。

海務関係対策の推進については、船舶職員法20条特例措置の適用拡大に向けて関係団体と共に対応し、以西底びき網漁業についてもこの措置の適用を申請して、実質的に認められた。また、船舶FAX通信に関連した気象通報、共同ニュース等に関連して、委員会、作業部会などを設けて検討を行い、対策を取り進めた。

IMO（国際海事機関）各種委員会の国内対応検討の場であるRR（基準研究部会）には、海務専門委員会より専門家を派遣して業界意向の反映に努め、平成17年9月12日～16日、英国・ロンドンにおけるIMOの会議においても同様の対応を行った。

その他、関係省庁、船員保険会、日本水難救済会、日本船員厚生協会、日本

船舶職員養成協会、日本海技協会、日本水路協会、日本海難防止協会、日本海員液済会、船員災害防止協会、海上労働科学研究所、日本船員福利雇用促進センター、国際研修協力機構等の関連団体主催の各種会議にも積極的に参画し、業界意向の反映に努めた。

魚食普及関連事業の推進については、民間事業として、魚食普及のための講演会、イベントの実施、PR誌・会報「SAKANA」の発行（2回）、インターネット・ホームページの運営等を中心とした事業を行った。同時に国庫補助事業との連携によってそれぞれの内容の充実に努めることで、相乗効果をねらいながら、引き続き水産物の食生活における大切さをアピールし、水産物の良さを知ってもらうべく、普及に努めた。本年度は、魚食普及月間中の平成17年10月6日に女子栄養大学短期大学部キャンパスにおいて学生の参加を得て、「おさかな普及学術研究会」を実施し、10月27日には石垣記念ホールにて栄養士を対象としたシンポジウム「高齢者化社会の食生活」を開催し、さらに10月13日に神奈川県相模原市立向陽小学校において「おさかな学習会」を開催する等、イベントを集中して実施し、おさかな普及月間の運動を盛り上げる事ができた。この「おさかな学習会」は好評であり、11月15日には千葉県野田市立みずき小学校、11月24日には神奈川県相模原市立横山小学校で各々実施し、児童生徒および教職員に対し魚食の良さをPRして、魚食嗜好の醸成に努めた。普及用の冊子「おさかな便利帳」は非常に好評で、種々のイベント等で配布し残部が少なくなったため、昨年度全面改訂の上、5万部印刷した。本年も各所にて好評裡に使用されている。国庫補助事業については「水産物安全・安心消費推進対策事業」として「事業推進（おさかなシャトル号のイベント）」、「おさかな相談窓口」、「水産物消費嗜好動向調査（外食・内食の調査）」、「学校関係教材の作成」や「おさかな普及学術研究会の開催」（3回）等の各項目を柱とした対応を行った。

会務推進活動としては、関連産業部会業際懇談会を4回開催するとともに、活動の一環として平成17年12月1日に三会堂ビル石垣記念ホールにおいて「漁船漁業中央活性化シンポジウム」を海洋水産システム協会と共催により開催した。また、本会における漁船漁業再生のための検討機関である、漁船漁業戦略研究会、再編・再生作業部会において、所要の検討を行い、平成17年7月14日には「漁船漁業再生再編にかかる平成18年度政策要望」として水産庁長官に対し陳情を行った。昨年度より取りまとめ作業中であった「規制緩和要望」については平成17年7月に水産庁長官をはじめ国交省等に陳情し、自由民主党にも働きかけ、引続きフォローに努めている。さらには、水産庁の「漁船漁業構造改革推進会議」及び、関連委員会等に参画するとともに、燃油価格の高騰等昨今の環境の激変を受け、平成17年9月6日には本会に「燃油対策委員会」を設置すると共に、水産庁との共催による「漁船漁業対策検討会」を随時実施して、業界意見の集約・反映に努めた。

各部会合同による「水産白書説明会」の他、「予算対策協議会」「税務委員会」等を開催し、水産庁担当官より説明を受け質疑応答を行う一方、自由民主党の水産部会、水産総合調査会等には業界の立場から参画した。

水産土木技術者養成事業の推進については、講習会を平成17年6月27日～7月1日別府市、10月17日～21日東京都、11月7日～11日札幌市でそれぞれ実施し、既受講者に対するフォローアップ研修を9月14日東京都で実施し、総計643名という多数の受講を得た。

本年度における実施事業項目は、次の通り。

- (1) 水産功績者の表彰事業
- (2) 新年賀詞交歓会
- (3) ジャパン・インターナショナル・シーフードショーの開催

(4) 水産政策拡充対策の促進

- ①水産政治力の結集対策
- ②水産税制・予算の拡充対策

(5) 漁業経営安定対策関連事業の推進

- ①漁協経営基盤強化推進基金造成事業
- ②漁獲可能量の適切な管理事業
- ③担い手代船取得支援リース事業

(6) 漁業労働対策事業等の推進

- ①全国漁業就業者確保育成センター事業
- ②漁業研修・技能実習制度対策
- ③漁船混乗制度の改善と漁船マルシップ対策
- ④国際労働機関（ILO）対策
- ⑤船員保険等福祉制度への対応
- ⑥漁業労働関係法令の整備対策

(7) 海務関係対策の推進

- ①海上人命安全条約（SOLAS）改正対策
- ②海洋汚染防止対策
- ③国際海事機構（IMO）等国际機関対策
- ④船舶衛星管理システム（VMS）事業の円滑実施とフォローアップ

(8) 魚食普及関連事業の推進

- ①おさかな普及協議会活動の実施
- ②水産物安全・安心消費推進対策事業

(9) 会務推進活動・基幹部会の効果的開催

(10) 新規会員確保対策

2. 対外業務、資源回復推進支援及び広報等

多国間関係では、**WCPFC（中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存管理に関する条約）**に対する業界の対応を検討すべく平成12年にWCPFC条約に関する業界ネットワークを本会に設置して業界の意見調整を行ってきたが、平成17年4月28日にWCPFC連絡協議会が水産庁に設置されると共に、WCPFC条約に関する業界ネットワークが解散した。本会は引き続きWCPFC連絡協議会に参加して本件の対応に従事した。6月15日にはWCPFC条約の加盟が国会で承認され、7月8日には加入書の寄託が行われ、8月7日より我が国に対して条約が発効した。

平成17年6月6日～10日の間、米国・ニューヨークで**第6回国連海洋法条約非公式協議プロセス（UNICPOLOS）**が開催され、本会職員を派遣し、過激な漁業規制が国連総会の案文に記載されないよう国際水産団体連合（ICFA・世界11カ国、13の民間団体と1国際機関で構成）の会員と連携を取りつつ、政府の活動を側面から支援した。国連総会は11月28日に漁業関係決議を採択したが、漁業に悪影響を及ぼす要素は含まれなかった。

平成17年6月20日～24日の間、韓国・ウルサンで**第57回IWC（国際捕鯨委員会）年次総会**が開催され、本会職員を派遣して政府の活動を側面から支援した。

在京の各国大使館、領事館の水産アタッシェとの親睦と交流を深めるために、平成17年7月4日及び平成18年2月20日に関係者を招き、本会会議室において懇談会を開催した。

平成17年7月25日～28日の間、横浜で**責任ある国際まぐろ漁業者会議・第3回国際漁業者フォーラム**が開催され、後援団体として開催に向けての準備活動を支援するとともに、本会役員が議長として参加するなど会議開催を支援した。

ICFA（国際水産団体連合）の年次総会が平成17年9月5日～7日の間、イタリア・ローマで開催され、本会より、相談役他、OPRT（責任あるまぐろ漁業推進機構）及び日本トロール底魚協会より代表者が出席し、商業漁業を取り巻く諸問題について活発な意見交換、情報交換が行なわれ、公海トロール漁業、海洋保護区、マグロの資源管理等の問題に対処するための諸対策が合意され、声明文等の採択により、関係の国際会議において業界意見の反映を図っていくこととなった。ICFAはまた、同年次総会における提案を受けて、公海トロール漁業を初めとする漁業管理問題に対する国連総会の関与が、漁業に悪影響を及ぼさないようにするため、平成17年11月30日国連海事海洋法課に対し、日本トロール底魚協会と共に本会からも職員を派遣し、水産業界による国連総会の交渉過程への積極的な働きかけを行った。

平成17年12月13～18日に香港で**WTO（世界貿易機関）第6回閣僚会議**が開催され、本会も役職員を派遣して、水産資源の持続的利用に資する貿易ルールの確立に向け、「持続的漁業と貿易に関する国際シンポジウム」の開催を始めとする外国の団体との意見交換等、様々な民間活動に参加した。会議については、香港閣僚宣言の採択により、2006年4月30日までに全体の枠組みの合意を行うこととし、関税の削減方式として“スイスフォーミュラ”が採択された。また、途上国の特別かつ異なる待遇の重要性が認識される等の一部進展は見られたものの、貿易ルールの締結までには至らず、スイスフォーミュラの係数、非関税障壁や補助金の扱い等多くの未解決事項が残った。

米国の**マグナソン・スティーブンス法**修正の検討が始まり、合弁事業を営む日系企業の活動に悪影響が及ばぬ様、平成17年11月27日米国・ワシントンに職員を派遣して情報を収集する等、関係業界とともに対策に従事した。同修正案は2006年秋に承認される見込みで、引き続き対応していく。

二国間対策のうち**ロシア関係**では、日ロ漁業合同委員会第21回会議（平成17年3月16日～26日、ロシア・モスクワ）の結果を受け、4月11日からロシア・モスクワにて昨年同様にロシア側との統一民間交渉を行ない、関連さけ・ます4団体の要請により、本会役員が日本側代表として臨んだ。交渉は順調に行われ合意に達するも、ロシア側のさけ・ますTACの政府承認が遅れたことにより合意文書への署名が5月24日と大幅に遅れ、操業の始期が遅れたことから、各船とも厳しい操業を余儀なくされた。2005年のさけ・ます協力事業（第28次）及び極東沿岸協力事業（第12次）の実施に関しては、ロシア連邦農業省連邦漁業庁代表団を東京に迎え、平成17年10月3日～9日の間、主に本会において協議を行い、10月7日にそれぞれの事業につき基本協定を締結した。また、極東沿岸協力事業の一環として、平成17年10月30日～11月30日の間、チンロー・センター（太平洋漁業研究センター）より研究員2名を研修生として受け入れ、宮城県水産研究開発センター及び宮城県水産加工研究所（石巻市）において研修を行った。日ロ漁業委員会第22回会議が、平成17年11月29日～12月9日の間、ロシア・モスクワにおいて開催され、本会から役職員が政府代表顧問等として参加した。これによりロシア水域における我が国漁船に対する漁獲割当量が増加し、主要魚種についてはサンマが増加、その他はほぼ昨年並みの量が確保された。平成18年3月13日～23日には、東京都において日ロ漁業合同委員会第22回会議が行われ、同様に本会から役職員が政府代表顧問等として参加した。

韓国関係については、平成17年8月18日に北部暫定水域の操業秩序の確立を目的とし、第4回日韓ベニズワイガニかご漁業漁労長会議が札幌市で開催され、両国間における事故防止策、操業時における漁具等の設置問題、暫定水域内の漁場海底清掃について、相互協力を検討することとした。また、8月19日には第3回日韓まき網漁業漁労長会議が韓国・済州道にて開催され、

2004年の合意確認事項の継続、両国の旋網漁船間における投錨間隔、電探操業間隔等について合意された。

さらに、9月9日には日韓民間漁業者団体協議事前意見交換会を韓国・釜山で行ない、10月13日韓国・済州道において、第3回日韓民間取決め改定協議、10月14日に第14回日韓民間漁業者団体協議が開催された。

取決め改定協議では、同取決め付属書で合意に達していない4項目について日本側より修正提案をし、一部具体的な進展がみられた。民間団体協議では、日韓暫定水域におけるズワイガニ及びベニズワイガニ操業秩序の確立、また、浜田沖水域における公平な漁場利用及び操業秩序の確立に向けて協議を行った。なお、民間団体協議の合意遵守について平成18年1月17日東京都において第13回日韓民間漁業者当事者間協議を開催するとともに、民間団体協議会議録に基づいて、2月16日韓国・釜山において漁場清掃に関する関係者会議を開催した。

また、3回の事故処理実務者協議（平成17年10月27日東京都、12月21日下関市、平成18年1月25日韓国・釜山）が開催され、未解決案件9件の協議を行い、2件を解決し、他7案件については継続審議となった。

平成17年11月22日韓国・済州道において第3回日韓民間漁業協議会が開催され、この1年間における暫定水域等を中心とした日韓民間ベースの操業秩序や安全の維持、事故処理、民間団体間における協力の促進などについて協議を行った。

中国関係については、平成17年6月2日～8日に中国漁業協会斉会長を団長とする代表団が来日し、福岡県、長崎県等の関係団体施設を訪問し、意見交換会を行い、また、東京において日中民間漁業協議会を開催した。

平成18年1月15日～20日に中国漁業協会徐理事を団長とする代表団が来日し、瀬戸内海漁業調整事務所、九州漁業調整事務所、まき網漁業関係者等

と意見交換会を行った。

平成18年2月27日日中民間漁業協議会が中国・北京にて開催され、第6回日中民間議定書締結協議及び平成18年7月に開催される第2回日中韓民間漁業協議会の今後の進め方について協議した。

3月6日～10日の間本会よりまき網漁業代表団を派遣し、中国・大連、上海のまき網漁業関係団体、東海区漁政漁港監督管理局を表敬し、中国のまき網漁業関係者と意見交換会を行った。

日中、日韓国内対策としては、平成17年8月3日萩市、8月4日長崎市において現地協議会を開催し、事故防止の指導等を行った。

日中韓民間漁業協議会の開催については、平成17年5月12日中国・北京における実務者事前協議で議題等の調整を行ない、6月1日韓国・釜山において日中韓民間漁業協議会が開催され、協議会の定期的開催、漁船間海上操業秩序維持、漁業協力分野の拡大推進について協議を行った。

平成18年3月9日中国・北京において第2回日中韓民間漁業協議会実務者事前協議が行われ、議題等具体的な進め方について協議を行った。

台湾関係では、3回の日台民間漁業協議会（平成17年11月7日台湾・三重、平成18年2月21日東京都、3月15日台湾・三重）が開催され、日台漁船間事故処理ルールの確立に向けての協議を行った。

国際漁業再編対策事業については、国際漁場等における我が国漁船、業界に対する各国の戦略等を的確に把握するため、各地にスタッフを派遣し現地調査や関係資料の収集を行い、併せて英文ニュースレター「漁火」の発行等により、国内外漁業者への啓発指導及び関係資料の配布を行った。

資源回復等推進支援事業については、16年度継続事業である再編整備事業の不要漁船・漁具処理対策助成金として沖合底びき網漁業の4隻に1億6,690万2,040円を、大中まき網漁業の9隻に5億9,461万6,046円を、

また、推進支援事業の休漁漁船活用支援事業助成金として小型機船底びき網漁業に2,749万5円を、休漁推進支援事業助成金として、大中まき網漁業30ヶ統に2億4,487万1,504円を交付する一方、国庫金5,699万7,914円を返還し、2月に事業を終了した。

17年度事業としては再編整備支援事業の不要漁船・漁具処理対策助成金として小型機船底びき網漁業の2隻に406万8,900円を、沖合底びき網漁業の1隻に493万5,396円を交付し、また、推進支援事業の漁具改良等支援事業助成金としてサワラ流し網漁業の7隻に158万9,859円を、小型機船底びき網漁業の100隻に238万2,550円を、沖合底びき網漁業の5隻に884万9,000円を、休漁漁船活用支援事業助成金としてサワラ流し網漁業の247隻に1,476万1,512円を、小型機船底びき網漁業の467隻に2,883万6,046円を、沖合底びき網漁業の2隻に15万6,968円を、休漁推進支援事業助成金としてベニズワイガニ漁業の10隻に1,278万2,672円を、小型機船底びき網漁業の72隻に387万2,911円を、大中型まき網漁業の28ヶ統に7億6,263万5,574円を交付し、経営資源移譲円滑化事業の基金造成を行った。

広報関係のうち月刊機関誌「**水産界**」は、例年通り会員及び関係団体等からの意見、提案を参考に編集を進め、本会の事業活動、水産業界の動向を把握しながら、的確な報道につとめた。

情報サービス事業としての「**ニュースレター・スペシャル**」はこれまで通り、2週間に1回開く編集委員会で内容を検討しながら、今期は回復期に入った経済動向、新たなビジネスの動きなど有用な情報を、毎週金曜日に会員を中心に配信した。

なお、平成3年4月から発信してきたニュースレターは平成18年3月末にて終刊とした。

2006年版の「水産手帳」は、漁協合併などに応じて可能な限りの最新データに更新し、11月に発行し、予約注文に基づき頒布した。

本年度における実施事業項目は、次のとおり。

(1) 多国間国際会議に関する的確な対応及び国際漁業環境対策の効果的実施

- ① 中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存管理に関する条約
(WCPFC) 対策
- ② 国際捕鯨委員会 (IWC) 対策
- ③ 国際水産団体連合 (ICFA) 対策
- ④ ワシントン条約締約国会議 (CITES) 対策
- ⑤ 世界貿易機関 (WTO) 及び自由貿易協定 (FTA) 対策
- ⑥ 国際環境団体に関する情報収集
- ⑦ その他

(2) 国別漁業対策の効果的実施

- ① 対ロシア漁業関係対策
- ② 対韓国漁業関係対策
- ③ 対中国漁業関係対策
- ④ 対台湾漁業関係対策
- ⑤ 対ニュージーランド漁業関係対策
- ⑥ 対カナダ漁業関係対策
- ⑦ その他

(3) 国際漁業再編対策事業の効果的実施

(4) 資源回復等推進支援事業の実施

- ① 再編整備等支援事業
- ② 経営資源移譲円滑化事業

(5) 海外漁場等操業秩序維持推進事業の効果的実施

- ①日韓・日中・日台等民間協定等実施事業の効果的実施
- ②3カ国3カ所の駐在事務所の管理運営
- ③関係国への使節団の派遣
- ④不法、無報告、無規制漁業（IUU）対策の実施
- ⑤関係国の政策・制度・法律・世論等に関する情報収集

(6) 日ロ漁業協力事業等の効果的実施

(7) 国際広報事業の効果的実施

- ①英文ニュースレターの発行
- ②国際会議への積極的参加・有識者の海外派遣

(8) 国内広報事業の実施

- ①水産業・本会事業の広報活動の実施
- ②機関誌「水産界」及び「水産手帳」の編集発行
- ③「大水ニュースレター・スペシャル」の編集発信

3. 水産食品の安全対策、加工・流通対策及び輸出の促進等

水産食品品質確保対策については、平成14年8月に設置した「**水産食品安全・表示部会**」の正副部会長懇談会を随時開催し、事業の方針等を検討した。とりわけ、平成15年6月に公表され、風評被害を招いた「水銀を含有する魚介類の摂食に関する注意事項」の改定作業に関しては、平成17年6月15日に厚生労働省に対して業界要望書を提出するなど数次に亘り適切な取り組みを求めた結果、11月2日の同省による注意事項公表においては風評被害の発生がなく、事態の沈静化が見られた。また、食品に残留する農薬、動物用医薬品等に関し、食品衛生法等の一部を改定していわゆるポジティブリスト制度を導入することについては、関係業界団体と協調して業界意見の反映に務めた。なお、同制度は平成17年11月29日に公布され、平成18年5月29日から施行されることになっている。その他、トレーサビリティ、加工食品表示、マラカイトグリーン残留問題等について、行政機関等からの情報の伝達に努めた。

次いで、危害分析重要管理点（HACCP）の導入促進を目的とした**水産食品品質高度化協議会**の運営については、平成17年6月13日に三会堂ビル石垣記念ホールにおいて第8回水産食品品質高度化協議会委員会を開催し、平成17年度事業計画等の承認を得た上で、「水産食品における品質衛生高度化への取組セミナー」を一般会員等多数の参加を得て開催し、東京農業大学客員教授より「安全で安心な水産食品の提供に向けて」と題しての特別講演を頂き、意見交換を行った。

また、食品加工施設に対するHACCP方式導入を促進するための金融税制措置である「**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP手法支援法）**」の指定認定機関（水産加工）として、水産加工事業者からの申請に対する認定業務を行った（実績：1件、累計：20件）。さらに、本協議会では、

H A C C P 導入を指向する加工業者等に対する技術的な支援の一環として米国 F D A（食品医薬品局）方式 **H A C C P 講習会**（3日間）を開催し、技術の普及促進と啓発に努めた（実績：講習会5回、受講者数約200名、累計：講習会47回、受講者数約1,800名）。あわせて、平成17年7月には山口県下関市において水産大学校の協力を得て同様の講習会を開催した。

また、米国が同国への輸入水産物に対してF D A方式によるH A C C P規則を適用した製造が義務付けられていることに対応し、本会はその第三者証明機関として対米輸出水産加工工場を審査検証し、**F D A規則適合の施設認定**を行った（累計認定実績：109施設）。平成17年9月30日には東京のニチレイ研修センター（スコレ雪ヶ谷）において対米認定施設交流会を開催し、国内大手飲料メーカー品質保証部長から、同社における品質管理に係る最新の取り組みについて説明を受けるとともに、意見交換を行った。

なお、F D A規則適合施設認定制度については、厚生労働省によるものと併せた累計認定数が一定程度に達したことから、平成18年度からは水産食品の安全水準の向上を図る観点から広く国内流通水産食品を対象とするH A C C P認定制度を発足させることとし、そのための案内を上記交流会をはじめ、業界新聞で行ったほか、協議会メンバー他に対する説明会を、平成18年2月14日に本会会議室で、2月16日には第3回大阪シーフードショー会場で開催した。

また、国庫補助事業「**水産物安全・安心推進強化事業**」では、当該事業の最終年度として、産地市場・水産加工の両分野において、さらなる品質・衛生管理レベル向上のための取り組みに努めた。とりわけ、平成17年6月15日開催の第1回総合推進協議会では、安全・安心な水産物を消費者に提供するための取り組みについて分野毎の基本的な検討を行い、事業を開始した。

まず、加工関係では、水産加工品に係る情報の消費者への提供システムの開発を行うために主要業界団体との取り組みを行ったほか、加工場に対するHACCP導入促進を図るための導入支援事業、ステップアップ方式を取りこんだHACCP型衛生管理レベル判定基準を用いたレベル判定と評価、低塩化・高水分化等の新しい傾向の水産食品として塩辛製品やしらす干し類に係る品質・細菌汚染実態の調査と結果の解析、めかぶに係る管理マニュアルの策定等を行った。

一方、市場関係では、海洋水産システム協会に一部業務を委託し、衛生管理型市場の施設基準策定について検討を行うとともに、全国漁業協同組合連合会にも一部業務を委託し衛生管理に係る講習会を開催した（実績：17回、約1,100名）。また、産地魚市場の衛生品質管理の高度化への取り組みとして、ステップアップ方式及び優良衛生品質管理市場認定事業を実施した。

水産物輸出関連対策については、従前の活動に加えて世界各地に対する輸出機会の開拓と数量拡大を図るといふ、新しい輸出対策特別委員会設置要領に基づき、平成17年4月25日に輸出対策特別委員会を開催し、平成17年度事業計画の承認を得た上で、事業を行った。また、今般農林水産省が設置した「農林水産物等輸出促進全国協議会」に対しては、水産分野の幹事団体として参画するほか、国、日本貿易振興機構等の協力を得て、中国を始め東南アジア諸国向け輸出機会開拓のための取り組みを行った。

さらに、中国向け衛生証明制度については、厚生労働省が平成17年9月と平成18年2月に制度の見直しを行ったことから、同省に対して当該制度運営に係る問題点や本委員会メンバーからの幅広い意見を伝え、事態の改善に務めた。特に、2月の制度改定では、同省からの要請により、本会が、業界からの様々な問題提起や疑問に関する最初の問い合わせ窓口として機能することとなった。

流通・加工対策については、平成17年5月20日に流通特別委員会を開催し、平成17年度事業計画の承認を受け、事業を行った。また、同委員会では、専門家を招請し、次世代型インターネットシステムと物流についての説明を受け、今後の流通における問題点等について意見交換を行った。水産物標準商品コード（EDIコード）の維持管理を行うための「水産物標準商品コード維持管理委員会」において、生鮮と加工の両分野のコードについて、具体的な見直しを継続している。また、国土交通省による、大型トラック事故防止のための速度抑制装置（時速90Kmに抑制）、いわゆるスピード・リミッターの装着義務付けについては、同省作成のリーフレットを配布するなど、適正なる施行に取り組んだ。

本年度における実施事業項目は次の通り。

(1) 水産食品品質確保対策の効果的实施

- ①水産食品安全・表示部会の運営
- ②水産食品品質高度化協議会の運営
- ③水産物安全・安心推進強化事業
 - イ. 品質・衛生高度化促進事業
 - ロ. 重点的衛生管理分野対策事業

(2) 水産物輸出関連対策の効果的实施

(3) 流通・加工対策の効果的实施

- ①各種物流経費軽減対策の実施
- ②水産物流通・加工・衛生諸問題に関する情報の収集と提供等